

西宮市住宅土砂災害対策移転等支援事業補助金交付要綱

令和元年12月27日

改正 令和4年5月2日

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市に存する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の民間住宅の、除却又は移転を行う居住者に対し、これに要する費用の一部を補助することにより、居住者の人命の保護を図ることを目的とする。

(総則)

第2条 本事業を実施する者に対する補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、国が定める社会資本整備総合交付金要綱及び兵庫県が定める兵庫県まちづくり部補助金交付要綱その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建築物又は建築物の一部をいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 既存住宅 敷地が特別警戒区域に指定される前に建築された一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（住宅ごとに店舗等の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- (3) 危険住宅 特別警戒区域内に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない既存住宅であり、住居表示が西宮市であるものをいう。
- (4) 事業の着手 第5条に定める補助対象事業の契約を締結すること。
- (5) 事業の完了 第5条に定める補助対象事業が完了し、第9条に定める申請者等が前号の契約の相手方に、契約に係る費用を支払うこと。
- (6) 省エネ基準 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、危険住宅に居住する者とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 補助対象者が、危険住宅を含む建築物の全ての除却を行う事業（以下「除却事業」という。）
 - (2) 補助対象者が、当該危険住宅に代わる住宅を特別警戒区域外に建設し、若しくは購入又は購入及び改修して移転（これに必要な土地の取得を含む。）を行う事業（以下「移転事業」という。）とする。移転事業において、建設、若しくは購入又は購入及び改修する住宅は、令和3年度末までに事業（設計）着手している住宅を除き、省エネ基準に適合しなければならない。
- 2 前項に掲げる危険住宅については、次の各号のいずれにも該当してはならない。
- (1) 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられている住宅。
 - (2) 補助対象事業に対し、国、県又は市からこの要綱による補助金以外の補助金の交付を受ける住宅。

（対象となる経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、別表に掲げる事業ごとに補助対象経費の額（消費税は算入しない）に補助率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画）

第8条 補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ次に掲げる事項について、市長と協議し、事業計画を定めなければならない。

- (1) 対象となる危険住宅の戸数
 - (2) 危険住宅の移転方法と概要
 - (3) 移転費用の概要
 - (4) 移転計画
 - (5) 跡地計画
- 2 事業計画は、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止事業、防災のための集団移転促進事業等との調整を図って定めなければならない。

（交付の申請）

第9条 申請者のうち、除却事業に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「除却申請者」という。）は、補助金交付申請書（除去事業用（第1-1号様式））に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請額算定書（第2-1号様式）
- (2) 補助金交付申請額算定書内訳（除却事業用）（第2-2号様式）
- (3) 建築物等概要書（第3号様式）
- (4) 付近見取り図、配置図（特別警戒区域および危険住宅を明示したもの）
- (5) 現況外観写真
- (6) 申請者が当該危険住宅に居住者であることが分かる書類
- (7) 危険住宅を含む建築物の所有者及び建築年が確認できる書類
- (8) 除却事業に係る見積書の写し
- (9) 第9条第6項に係る同意を証する書類（危険住宅を含む建築物が被災全壊住宅である場合）
- (10) 委任状（代理人が申請事務を行う場合）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、移転事業に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「移転申請者」という。）は、補助金交付申請書（移転事業用（第1-2号様式））に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 前項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号に掲げるもの
- (2) 補助金交付申請額算定書内訳（利子相当額補助用）（第2-3号様式）
- (3) 補助金交付申請額算定書内訳（建設・購入費補助用）（第2-4号様式）
- (4) 移転先の付近見取り図
- (5) 住宅の省エネ基準の適合状況を確認できる書類
- (6) 移転事業に係る見積書の写し
- (7) 金融機関等からの融資契約書又はこれに代わる証明書の写し（補助対象事業に係る借入金の利子及び申請者が融資対象者であることが確認できるもの（利子相当額補助の場合））

3 前項に係る申請を、第1項の申請と同時にする場合は、前項第1号に掲げる書類のうち、第1項第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号に掲げるものを省くことができる。

4 除去申請者は、以下に掲げる者に対して、当該危険住宅を含む建築物の全てを除却すること、それに係る費用の負担方法、及び第1項の申請に係る補助金の受取り方法等について同意を得なければ、同項の申請をすることができない。

- (1) 当該危険住宅を含む建築物を、所有する者
- (2) 当該危険住宅を含む建築物に、居住する者
- (3) 前2号以外で、当該危険住宅を含む建築物に係る権利を有する者

5 移転申請者は、前項各号に掲げる者に対して、移転に係る費用の負担方法、及び第2項の申請に係る補助金の受取り方法等について同意を得なければ、同項の申請をすることができない。

6 第1項の申請、又は第2項の申請において、危険住宅を含む建築物が被災全壊住宅である場合は、それを所有する者が、特別警戒区域を含む当該敷地に住宅を再建築しない旨の同意をしていなければならない。

7 一の既存住宅に複数の居住者がいる場合は、その住宅に居住する者のうち、一名のみが移転

申請者になることができる。

- 8 移転申請者は、第2項の申請（以下「移転申請」という。）に係る危険住宅を含む建築物の全てを、移転申請に係る第13条の報告書の提出までに除却しなければならない。

（交付の決定等）

第10条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、補助金交付決定通知書(第3-1号様式)により当該申請者に通知し、申請内容が適切でない等の理由により、補助金の交付の対象にならないと認めるときは、補助金不交付決定通知書(第3-2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に係る補助金の交付を決定し、申請者に通知する場合において、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付すことができる。

- 3 申請者は、第1項に係る交付の決定の通知が行われた後でなければ、第9条第1項の申請に係る除却事業及び同条第2項の申請に係る移転事業に着手してはならない。

（事業廃止）

第11条 前条第1項に係る交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を取り止めたときは、速やかに補助事業廃止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

（交付決定額等の変更）

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金等変更交付申請書(第5号様式)に、第9条第1項又は同条第2項各号の書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、変更に係る事業に着手する前に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が死亡した場合において、その者に代わり、次の各号に該当する者が、補助対象事業を引き継ごうとするときは、補助金等変更交付申請書に、第9条第1項各号および第2項各号のうち市長が必要と認める書類、補助事業者の死亡がわかるもの、及び補助事業者の補助対象事業に係る権利を有する相続人であることがわかるものを添付して、市長に申請することができる。

(1) 危険住宅の居住者であること

(2) 第9条第4項各号に掲げる者に対して、第4項および第5項と同様に、同意を得ていること

- 3 市長は前2項の申請があったときは、補助金の変更の可否を決定し、補助金等変更交付決定通知書(第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 4 第2項の申請をした者が、前項においてその変更を可とする通知を受けたときは、第10条および第11条の補助事業者に代わり、新たに補助事業者になったものとみなす。

（実績報告）

第13条 除去事業に係る補助事業者は、当該事業が完了したときは、当該事業の完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は当該会計年度の~~3~~2月~~15~~10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（除去事業用（第7-1号様式））に次に掲げる書類を添えて市長

に提出しなければならない。ただし、当該日が市役所の閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日とする。

- (1) 補助金額精算調書（第 8 - 1 号様式）
- (2) 補助金額精算調書内訳（除却事業用）（第 8 - 2 号様式）
- (3) 写真（事業前、事業中、事業後が分かるもの）
- (4) 契約書及び領収書等の写し
- (5) 補助金交付決定通知書の写し
- (6) 補助金等変更交付決定通知書の写し（第 1 2 条第 3 項の通知がなされた場合）
- (7) 委任状（代理人が申請事務を行う場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 移転事業に係る補助事業者は、当該事業が完了したときは、当該事業の完了した日の翌日から起算して 1 5 日を経過した日又は当該会計年度の 2 月 1 0 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（移転事業用（第 7 - 2 号様式））に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該日が市役所の閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日とする。

- (1) 前項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるもの
- (2) 補助金額精算調書内訳（利子相当額補助用）（第 8 - 3 号様式）
- (3) 補助金額精算調書内訳（建設・購入費補助用）（第 8 - 4 号様式）
- (4) 利子相当額補助または建設・購入費補助に係る検査済証の写し（当該事業に建築確認が必要な場合）
- (5) 工事監理者の建築士の免許証の写し（当該事業にあたり、法令で必要な場合）
- (6) 金融機関等が融資を実行したことを証するものの写し
- (7) 金融機関等からの融資契約書又はこれに代わる証明書の写し（補助対象事業に係る借入金の利子及び申請者が融資対象者であることが確認できるもの（利子相当額補助に係る融資の内容に、変更があった場合））

（補助金の額の決定）

第 1 4 条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金確定通知書（第 9 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 5 条 前条の規定により補助金の額の通知を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第 1 0 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 1 6 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 事業の着手が第 1 0 条第 3 項に反して行われたとき、又は補助事業実績報告書及び第 1 3 条各号に掲げる書類が、同条に定める期日までに、補助事業者から提出されないとき。

(5) 前4号以外にこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて、当該補助金を返還させることができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象事業	除却事業	移転事業	
		利子相当額補助	建設・購入費補助
補助対象経費	危険住宅を含む建築物の全ての除却に要する次の経費。ただし、1戸当たり2,000千円を限度とする。 （1）撤去費 （2）動産移転費 （3）跡地整備費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）、改修及び敷地造成に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の支払に要する経費。ただし、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（購入後の改修を含む。）に要する経費（利子相当額補助を受ける場合に限る。）。ただし、1戸当たり2,000千円を限度とする。
補助率	2/3	10/10	10/10
申請単位	1棟	1戸	1戸